

センター名	あさぎり・おおくら総合支援センター
運営主体	社会福祉法人明石市社会福祉協議会
担当中学校区	朝霧・大蔵

区分	全体目標 (全センター共通)	センターごとの重点目標 (年度内に各センターが目指す姿・状態)	現状 到達度 (1~5)	重点目標達成のための 取り組み・手法・事業内容
総合相談 支援事業	●チラシ等を活用し、地域総合支援センターの役割・機能を周知する。	●困りごとがある方や地域住民が早期に支援につながるように、センターの周知をする。 ●新たな会場でサテライト相談を年6回実施する。	3	●広報紙内容やレイアウトを工夫し、センターの役割をわかりやすく掲載する。 ●広報紙の閲覧・掲示をした上で高齢化しているが集う場所のない地区で、年2回広報紙を全戸配布する。 ●既存の会場以外に新たなサテライト会場の選定を行う。
権利擁護事業	●地域住民や専門職を対象に、高齢者虐待防止等高齢者の権利を守るための啓発活動を地区担当チームで実施する。	●居宅介護支援事業所の介護支援専門員から高齢者虐待疑い等、利用者の異変に気付いた段階でセンターに相談がある。	3	●昨年度の虐待防止研修会のアンケートから、虐待対応の流れ、早期相談の説明や、事例検討回等、具体的内容を決定し、居宅向け勉強会を年1回開催する。 ●居宅巡回のテーマや時期を決めて各居宅介護支援事業所に案内し、年1回(月2か所ずつ)居宅巡回を実施する。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	●介護支援専門員が、家族からの様々な相談を本人本位の支援に向けて受け止めることができる。	●介護支援専門員同士・主任介護支援専門員同士のネットワーク強化のために意見交換・情報交換の場を設定する。 ●民生委員と専門職がお互いの役割を理解できるよう、年1回交流会を行う。	3	●介護支援専門員・主任介護支援専門員同士の意見交換にてテーマを決め、2か月に1回交流会、年2回研修会を行う。 ●介護支援専門員と民生児童委員との交流会開催に向け、民生委員会長と話し合いを行い、テーマ、開催時期を決定する。
地域ケア会議	●地域ケア個別会議等から抽出した課題を取り組むエリア等で整理した後、中学校区で取組める健康課題等はまちなかゾーン会議等で、解決に向け取り組む。	●まちなかゾーン会議・地域ケア個別会議から地域課題分析をおこない、分析した結果をまちなかゾーン会議で提供、地域の課題について検討する。	4	●地域住民が参加した地域ケア個別会議の内容を分析し、視覚化した資料で報告しゾーン会議としてできそうな事を検討をする。 ●天候やコロナの感染状況に左右されずに安定して会議を開催するため、参加者がインターネットを活用した会議に参加できるようにスマホ・パソコン教室を実施する。 ●上記により新しいつながりづくりを実施する。
介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援	●地域での自立や参加を支援するために、インフォーマル資源を適切に活用できるよう介護予防サービス・支援計画書に位置づける。	●利用者が自立した日常生活を送れるよう、インフォーマルサービスを含む社会資源から自身が利用するサービスの自己選択・自己決定の支援をする。	3	●センターが地域のインフォーマルを含む社会資源のリストを作成し、利用者に情報提供を行う。 ●センター内で地域活動・インフォーマルサービスの情報交換を行い、タイムリーに情報が更新できる環境を整備する。
生活支援体制整備事業	●個別事例や地域活動から得た様々な情報をチームで分析し、各地区のニーズに応じた地域づくりを地域住民と協働して推進する。	●住民と福祉施設や事業者、民間企業等が協力して地域の見守り活動が行えるよう、高齢者、障害者、子ども、子育て世代の視点などを地域の方が学ぶ機会を持つ。	4	●障害事業所、PTA、保育事業所に、広報誌を用いてセンターの周知を行う。 ●地域活動者の拡大を目指し、大蔵地区の商店に地域活動参画に関する意向確認をし、地域住民の見守り活動等への参加の協力依頼を行い見守りネットワークの構築を行う。 ●朝霧地区の防災イベントで要援護者の避難行動について考える場を設定する。
在宅医療介護連携	●広報誌や講座等でACPをテーマとして取り上げ、地域住民が人生会議について目にする機会を増やす。	●医療と介護の連携上の問題課題を医療機関等と共有する。 ●地域住民や専門職のACPに対する理解が深まるよう、ACP講座を開催する。	3	●各医療機関巡回を年1回実施し、情報共有のタイミングや内容等連携上の課題を共有する。 ●巡回で得た医療・介護連携上の問題と課題を抽出する。 ●評価会議でケースの分析とその対応検討する。 ●住民対象に年2回、介護支援専門員対象に年1回ACPの講座を開催する。
認知症総合支援事業	●認知症の普及啓発を行い、認知症の本人が自ら発信できるよう働きかける。	●認知症について理解を深めることにより、本人やその家族の困り事を我が事として捉えることができるよう、オレンジサポーターを200名養成する。	3	●オレンジサポーター養成講座開催に向け、自治会・学校等に働きかけをする。 ●スムーズな講座運営のため、キャラバンメイト連絡会を年1回開催する。

※【現状到達度】…5(十分に取り組んでおり、目指す成果が出ている) / 4(概ね取り組んでいるが、成果は十分とはいえない) / 3(一部着手しているが、取り組めていない部分がある) / 2(取組計画の立案等はしているが、着手には至っていない) / 1(未検討・全く新しい取り組み)

令和4年度 明石市地域総合支援センター事業計画書

センター名	きんじょう・きぬがわ総合支援センター
運営主体	社会福祉法人明石市社会福祉協議会
担当中学校区	錦城・衣川

区分	全体目標 (全センター共通)	センターごとの重点目標 (年度内に各センターが目指す姿・状態)	現状 到達度 (1~5)	重点目標達成のための 取り組み・手法・事業内容
総合相談 支援事業	●チラシ等を活用し、地域総合支援センターの役割・機能を周知する。	●総合相談窓口周知のために、未実施の地域2か所でサテライト相談会を実施する。 ●介護保険サービス事業所等とともに当事者に寄り添う継続的な支援を実施できるよう、話し合いを実施する。	4	●センター広報紙を年2回程度発行し、通いの場、地域住民、関係機関へ配付する。 ●サテライト相談会を行える場所や地域住民が集まる催しの有無を調査する。 ●介護保険サービス事業所と年1回交流会を開催する。 ●当事者の意思決定支援について、ガイドラインに沿った支援を行う。
権利擁護 事業	●地域住民や専門職を対象に、高齢者虐待防止等高齢者の権利を守るための啓発活動等を地区担当チームで実施する。	●高齢者虐待防止に向けて、早期発見・早期対応の大切さを地域住民に啓発をする。特に今年度は、認知症介護の大変さ、高齢者の権利を守る介護について、介護者の孤立化や抱え込みの防止等の重要性についても講話内容に盛り込む。	4	●通いの場に声をかけ、高齢者虐待防止に向け早期発見・早期対応の大切さ等についての講話を年10回開催する。 ●講話実施後、参加者へアンケートを実施し理解度や参加者の意見を集約する。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	●介護支援専門員が、家族からの様々な相談を本人本位の支援に向けて受け止めることができる。	●介護支援専門員が本人本位のケアマネジメント実践が行えるように、アセスメント力、対応力向上を図るとともに本人家族、関係者が話し合える機会を持つよう支援者支援を行う。 ●介護支援専門員と民生児童委員の顔の見える関係づくりのために、両者が話し合える機会づくりをする。	4	●テーマを居宅介護支援事業所と決め、介護支援専門員の交流会や研修会を計5回開催する。 ●居宅巡回を年1回実施する。 ●来年度民生児童委員との懇談会を開催できるよう、民生委員へ懇談会の必要性を説明する。また、介護支援専門員と民生児童委員のニーズをすり合わせる等、開催に向けた準備を行う。
地域ケア 会議	●地域ケア個別会議等から抽出した課題を取り組むエリア等で整理した後、中学校区で取組める健康課題等はまちなかゾーン会議等で、解決に向け取り組む。	●地域のなかでの生活上の困りごとを、まちなかゾーン会議等で共有・意見交換を行うとともに、広報紙等で地域で話し合っている内容を発信する。	3	●地域ケア個別会議からの問題点を集約し、生活上の困りごとと地域課題を抽出・分析する。 ●地域住民へ、課題等を視覚化した資料を用いた説明や、他の地域の取り組みの報告を行う。 ●様々な専門職が参画して課題の共有や解決に向けて取組めるよう、まちなかゾーン会議の構成員を増やす。
介護予防 マネジメント・指定介護予防支援	●地域での自立や参加を支援するために、インフォーマル資源を適切に活用できるよう介護予防サービス・支援計画書に位置づける。	●介護予防サービスや地域のインフォーマルサービスの活用等により、地域住民ができる限り自立した生活が送れるように支援する。 ●利用者の生活課題から地域課題を抽出し、地域づくりに向けた取り組みにつなげる。	4	●インフォーマル資源の特徴についてモニタリング時等にチラシ等を用いて利用者に情報提供を行う。 ●ひとり暮らし利用者の「救急れんらくばん」の作成を支援する。 ●利用者の生活上の困りごとや要望を把握し、地域課題を集約し、その内容を資料にまとめ、地域住民と共有を行う。
生活支援 体制整備 事業	●個別事例や地域活動から得た様々な情報をチームで分析し、各地区のニーズに応じた地域づくりを地域住民と協働して推進する。	●高齢者の支援ニーズや社会資源の状況を把握し、見える化する。	3	●高齢者の生活上の困りごとや要望を集約してまとめる。 ●通いの場を訪問し、場の特徴、参加者や主催者の支援ニーズを把握する。 ●集約・把握したものを、地域住民と共有する。
在宅医療 介護連携	●広報紙や講座等で人生会議をテーマとして取り上げ、地域住民がACPについて目にする機会を増やす。	●地域住民がどう生きたいのか(どのような医療・介護を受けたいか)、どう最期を迎えたいかを考えるきっかけづくりのためにACPを啓発する。	3	●通いの場やまちなかゾーン会議主催の介護予防教室等5か所で講話をする。 ●相談対応をしている対象者に、自身が受けたい医療や介護について、『あなたの思いをお聞かせください』を活用し聞きとりをして、支援につなげる。
認知症総合支援事業	●認知症の普及啓発を行い、認知症の本人が自ら発信できるよう働きかける。	●認知症の早期発見・早期支援推進に向けて要援者見守りSOSネットワーク協力者登録数を増やす。オレンジサポーター養成講座を年間5回以上開催する。	4	●オレンジサポーター養成講座終了時に必ず協力者登録の説明、受付を行う。 ●認知症の相談が多い地域を調べ、オレンジサポーター養成講座の開催の声かけを行う。

※【現状到達度】…5(十分に取組んでおり、目指す成果が出ている) / 4(概ね取組んでいるが、成果は十分とはいえない) / 3(一部着手しているが、取り組めていない部分がある) / 2(取組計画の立案等はしているが、着手には至っていない) / 1(未検討・全く新しい取り組み)

令和4年度 明石市地域総合支援センター事業計画書

センター名	にしあかし総合支援センター
運営主体	社会福祉法人明石市社会福祉協議会
担当中学校区	野々池・望海

区分	全体目標 (全センター共通)	センターごとの重点目標 (年度内に各センターが目指す姿・状態)	現状 到達度 (1~5)	重点目標達成のための 取り組み・手法・事業内容
総合相談 支援事業	●チラシ等を活用し、地域総合支援センターの役割・機能を周知する。	●地域住民と協議を行い、必要性の高いエリアでサテライト相談会が開催できるよう働きかけを行う。	4	●4月頃に開設予定である商業施設のフリースペース予定地を活用し、地区社協が取り組む活動と連携しながらサテライト相談会を開催する。
権利擁護 事業	●地域住民や専門職を対象に、高齢者虐待防止等高齢者の権利を守るための啓発活動を地区担当チームで実施する。	●高齢者虐待の早期発見だけでなく、サービス事業所や住民が高齢者虐待防止の知識について学ぶ場を提供することで、虐待を予防することができる。	2	●高齢者虐待防止に向けてR3年度の高齢者虐待発生要因を上半期を目途に分析を行う。 ●上半期の分析結果と合わせ、一昨年度の高齢者虐待発生要因で多かった【正しい介護の知識】の不足について住民が学べるよう、住民ニーズを把握、主体となる住民や近隣事業所へ勉強会を行う等、働きかけを行う。 →介護予防に資する観点から生活支援体制整備と連動させて実行していく。
		●住民とセンターが協働して、問題発生時、迅速に消費者被害・特殊詐欺の対応・再発防止啓発を行うことができる。	3	●地区社協生活安全部へ働きかけ、その地区で多発している消費者被害・特殊詐欺について青色防犯パトロールを活用し被害防止のアナウンスを多世代に行う。 ●指定介護予防の契約や訪問時、窓口相談時に本人や家族、専門職に他機関のチラシなどを活用し注意喚起を随時行う。 ●在宅医療・介護連携の取組と連動させ、「いざというときの備え」の意識について啓発を行う。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	●介護支援専門員が、家族からの様々な相談を本人本位の支援に向けて受け止めることができる。	●介護支援専門員が地域資源の視点の加え、緊急時や災害時の対応について意識し、自立支援に向けたケアマネジメントを実践することができる。	4	●民生児童委員と介護支援専門員との懇談会で、緊急れんらくばんのモニタリング実施状況を検証する。 ●介護支援専門員や介護保険サービス事業所等と、「虐待の早期発見」「防災」などの知識を深める為の交流会を開催する。 ●センター内でケアプランに多様なインフォーマルサポートの位置づけができるよう勉強会を行う。
		●介護支援専門員がケアマネジメントを自己決定・自己実現の視点をもって実践できる。	3	●居宅巡回等にて、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員が、要援護者に備えの支援を目的にACPを説明でき、ケアマネジメント実践に活かせるように働きかけを行う。
地域ケア 会議	●地域ケア個別会議等から抽出した課題を取り組むエリア等で整理した後、中学校区で取組める健康課題等はまちなかゾーン会議等で解決に向け取り組む。	●認知症や要介護状態など自分の意思が発信しづらい状況であっても、自ら意思決定を行い生活することができるよう支援する。	3	●中学校コミセンのライトコースや企業等、これまで関わりが少なかった団体に認知症に関する勉強会を行う。 ●勉強会では、在宅医療・介護連携で作成したACPツールを活用し、認知症理解やACPの普及啓発を行う。
介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援	●地域での自立や参加を支援するために、インフォーマル資源を適切に活用できるよう介護予防サービス・支援計画書に位置づける。	●随時、利用者の望む暮らしを確認しながら、実現できる社会資源をケアプランに位置づけ支援を行う。	3	●介護支援専門員が、要援護者に備えの支援を目的にACPを説明でき、ケアマネジメント実践に活かせるように働きかけを行う。
		●地域住民が、健康意識を高めながら自立した生活が送れるように支援する。	4	●利用者の状況に応じ各事業にて得た地域情報を介護支援専門員と定期的に共有し、適切なインフォーマルサービスの活用につなげる。
生活支援 体制整備 事業	●個別事例や地域活動から得た様々な情報をチームで分析し、各地区のニーズに応じた地域づくりを地域住民と協働して推進する。	●孤立死を予防するため身近に参加できる居場所づくりの支援を行う。また、居場所づくりを通じて住民の持つ個々の力(専門性・人間性・経験等)を発見し、地域福祉活動に参加し、その力を発揮し活躍できる体制づくりを行う。	4	●健康測定会やサテライト相談会を開催し、特に閉じこもり気味な方が社会参加するきっかけをつくる。 ●様々な理由で活動に参加しづらい方には自宅訪問を行いニーズの早期発見に努める。
		●住民が正しい介護や認知症の知識を得ることで、介護負担軽減に繋げ、住民と専門職で虐待防止ネットワークが構築できる。	2	●一昨年度の高齢者虐待発生要因で多かった不足している【正しい介護の知識】を住民に啓発できるよう、住民ニーズとすり合わせながら、交流会や研修会の開催等、主体となる住民や近隣事業所へ働きかけを行う。
在宅医療 介護連携	●広報誌や講座等でACPをテーマとして取り上げ、地域住民がACPについて目にする機会を増やす。	●地域住民が受けたい医療やケアを自ら選択し、自分らしく生活して行くために、終活、ACPを普及・啓発し伝え手を増やす。	3	●地域のサロン等への訪問を継続し、終活やACPの考え方の啓発や勉強会を行い、対象を家族や介護者世代に広げる。
		●医療巡回で得た情報を活用し、地域で在宅医療を実施している医師と協働し勉強会を開催することで、医療介護関係者・住民とのネットワーク構築を図る。	2	●在宅医療や終末期医療に取り組んでいるの医師にACPをテーマにした講師を依頼し、専門職、住民を含めた研修会を行う。
認知症総合支援事業	●認知症の普及啓発を行い、認知症の本人が自ら発信できるよう働きかける。	●認知症になっても排除されず、住み慣れた地域で暮らせるように、若い世代にも働きかけ、住民の知識の向上や認知症に対する理解ができる。	4	●見守り協定事業者等に認知症サポーター養成講座を働きかける。 ●サロンやサテライト相談等で、対象を家族や介護者世代に広げて認知症の勉強会を継続して行う。
		●認知症になっても信頼している人に、望む暮らしを伝えることができる。	4	●オリジナルのACPツールを活用し、認知症ACPの勉強会を地域のサロン等を活用し実施する。

※【現状到達度】…5(十分に取組んでおり、目指す成果が出ている) / 4(概ね取組んでいるが、成果は十分とはいえない) / 3(一部着手しているが、取り組めていない部分がある) / 2(取組計画の立案等はしているが、着手には至っていない) / 1(未検討・全く新しい取り組み)

令和4年度 明石市地域総合支援センター事業計画書

センター名	おおくぼ総合支援センター
運営主体	社会福祉法人明石市社会福祉協議会
担当中学校区	大久保、江井島、大久保北、高丘

区分	全体目標 (全センター共通)	センターごとの重点目標 (年度内に各センターが目指す姿・状態)	現状 到達度 (1~5)	重点目標達成のための 取り組み・手法・事業内容
総合相談 支援事業	●チラシ等を活用し、地域総合支援センターの役割・機能を周知する。	●出張相談や広報活動を通じ、住民にとって相談しやすい身近なセンターを目指す。	4	●健康に関する催し等と合わせたサテライト相談会を新たに2か所以上の会場で実施する。
権利擁護 事業	●地域住民や専門職を対象に、高齢者虐待防止等高齢者の権利を守るための啓発活動等を地区担当チームで実施する。	●住民や居宅介護支援事業所との勉強会を通して、普段から気軽に相談できる体制を構築することで、相談支援体制の強化を図り、早期に相談することができる。	4	●居宅介護支援事業所に対して権利擁護に関する出前講座を(年1回以上)実施する。 ●サロン等で、消費者被害防止のための啓発や、権利擁護に関する講話を実施する。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	●介護支援専門員が、家族からの様々な相談を本人本位の支援に向けて受け止めることができる。	●居宅介護支援事業所等が地域と支援のネットワークを構築でき、利用者の課題を解決できるように必要なサポートや、情報提供等の支援を行うことができる。	4	●必要な居宅(新規事業所・一人事業所等)に巡回を実施し、連携に関する課題の把握を行う。 ●介護支援専門員向けに、民生児童委員との交流会や、災害時の要援護者の避難等に関する研修会を年にそれぞれ1回開催する。 ●居宅介護支援事業所と共催で、インターネットを活用した事例検討会を年に2回以上開催する。
地域ケア 会議	●地域ケア個別会議等から抽出した課題を取り組むエリア等で整理した後、中学校区で取組める健康課題等はまちなかゾーン会議等で、解決に向け取り組む。	●複数の個別事例から地域課題を明らかにし、地域課題の解決に向けて地域住民と取組内容を協議することができる。	3	●抽出した課題について、民生児童委員協議会等で地区の傾向として報告し、解決に向けて協議する。
		●抽出した地域課題を地域住民とともに検討する。	3	●まちなかゾーン会議で、地域の実情の共有とそれに対する意見交換を実施し、課題やニーズの抽出を行う。実現可能な取り組みを実施する。
介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援	●地域での自立や参加を支援するために、インフォーマル資源を適切に活用できるよう介護予防サービス・支援計画書に位置づける。	●要支援者等の地域での自立支援に向け、インフォーマルサポートを位置づけたケアプラン作成につながるよう、介護支援専門員に事例検討やケース相談等の機会を通じて、情報提供等を継続する。	4	●インフォーマルサポートについて把握した情報を、居宅介護支援事業所とともに効果的に活用できるよう、助言のみならず事例検討を試みる。
生活支援 体制整備 事業	●個別事例や地域活動から得た様々な情報をチームで分析し、各地区のニーズに応じた地域づくりを地域住民と協働して推進する。	●住民とのネットワークの構築により、地域内のニーズ把握や共有を行い、地域住民が「こうりたい」と望む地域の姿(住民が望む生活)をともに検討することができる。	4	●地区活動の主催者やグループへのインタビュー、サロン等の参加者へのアンケートで「住民が望む生活」を確認する。 ●「住民の望む生活」を住民と共有し、地域の特性に合わせた資源の開発に向け取り組みを進める。
在宅医療 介護連携	●広報誌や講座等でACPをテーマとして取り上げ、地域住民が人生会議について目にする機会を増やす。	●医療巡回を行うことで、地域にある医療機関と福祉専門職との連携における課題や、強みを整理し、連携強化を図ることができる。 ●ACPIについて住民が興味関心を持てるよう情報提供を行う。	4	●医療巡回(約60か所)を行い、連携に関する課題の聞き取りや顔の見える関係性をつくる。 ●医療巡回で得られた情報を集約する。 ●ACPIに関するチラシを作成し、地域のサロン等の通いの場で配布する
認知症総合支援事業	●認知症の普及啓発を行い、認知症の本人が自ら発信できるよう働きかける。	●幅広い世代に認知症の理解啓発を行い、認知症になっても社会参加し続けられるような地域づくりを目指す。	3	●キャラバンメイトのだれもが講師をできるように、教材の情報提供を行い、実施を支援する。 ●キャラバンメイト交流会を年1回開催する。 ●圏域の中学校や高校対象にオレンジサポーター養成講座を3か所以上実施し、若い世代のサポーターを増やしていく。 ●認知症カフェ等、当事者同士の交流の場のサポートを実施する。

※【現状到達度】…5(十分に取り組んでおり、目指す成果が出ている) / 4(概ね取り組んでいるが、成果は十分とはいえない) / 3(一部着手しているが、取り組めていない部分がある) / 2(取組計画の立案等はしているが、着手には至っていない) / 1(未検討・全く新しい取り組み)

令和4年度 明石市地域総合支援センター事業計画書

センター名	うおずみ総合支援センター
運営主体	社会福祉法人 明石市社会福祉協議会
担当中学校区	魚住・魚住東

区分	全体目標 (全センター共通)	センターごとの重点目標 (年度内に各センターが目指す姿・状態)	現状 到達度 (1~5)	重点目標達成のための 取り組み・手法・事業内容
総合相談 支援事業	●チラシ等を活用し、地域総合支援センターの役割・機能を周知する。	●相談内容を分析し、地域特性を地域の関係者(民生児童委員、地域の各種団体、医療機関など)と共有することにより、地域の関係者から早期に相談が入るようになる。	3	●経年的な相談内容・件数を地区ごとに分析し、地域の住民を含む各関係機関と分析結果を共有し意見交換の場を設ける。 ●住民の関心を高め、センターへの早期相談を促進するために、住民組織等と協働しセンター広報誌の紙面づくりを行う。
権利擁護 事業	●地域住民や専門職を対象に、高齢者虐待防止等高齢者の権利を守るための啓発活動等を地区担当チームで実施する。	●介護保険事業所や民生児童委員等に、高齢者虐待の対応や防止のための普及啓発を行うことにより、早い段階での相談が入る体制をつくる。	4	●年1回、居宅介護支援事業所に権利擁護啓発のための巡回訪問する。 ●民生児童委員、居宅、サービス事業所向けに権利擁護の研修会を年1回開催する。
		●消費者被害の実態把握を行い、被害を未然に防止することが出来るように、地域住民や民生児童委員協議会・居宅介護支援事業所等と情報を共有する。	4	●消費生活センターと連携し年1回実態把握を行い、民生児童委員協議会、居宅介護支援事業所、サロン等へ情報提供し啓発する。 ●年1回出前講座を開催する。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	●介護支援専門員が、家族からの様々な相談を本人本位の支援に向けて受け止めることができる。	●包括的・継続的ケアマネジメントが実践できるよう、地域におけるフォーマルサービスとインフォーマルサポートが連携を行えるような、顔の見える関係づくりの場を設ける。	3	●地域におけるフォーマルサービスやインフォーマルサポートについて、介護支援専門員向けの研修会を多職種と連携し実施する。 ●民生児童委員協議会に居宅介護支援事業所との懇談会を開催できるように働きかける。
		●地域住民に向けて自立した生活を地域社会の中で継続できるような啓発活動などを、居宅介護支援事業所と協働して行う。	2	●地域住民向けのACPや権利擁護などの研修会を居宅介護支援事業所と協働して実施する。
地域ケア 会議	●地域ケア個別会議等から抽出した課題を取り組むエリア等で整理した後、中学校区で取組める健康課題等はまちなかゾーン会議等で、解決に向け取り組む。	●地域に必要な社会資源の開発のために、まちなかゾーン会議やセンター主催の会議を通して抽出した地域課題を、関係する地域団体と協議をし検討する機会を持つ。	3	●地域ケア会議の個別事例、地域情報やデータから、地域の強み、課題を分析し、課題や目標を取り組みに繋げる、課題抽出・整理を一連化したシートを作成する。 ●分析した地域課題を、まちなかゾーン会議などで協議をし、検討する。
介護予防 ケアマネジメント・指定介護予防 支援	●地域での自立や参加を支援するために、インフォーマル資源を適切に活用できるよう介護予防サービス・支援計画書に位置づける。	●利用者の自立に向けた日常生活の提案を行うために、確実なアセスメントに基づき、地域におけるフォーマル・インフォーマルサポートの適切な活用が行えるような研修などの場を設ける。	3	●居宅介護支援事業所と事例検討会を共催し、生活支援コーディネーターが資料を用いて、インフォーマルサポートの情報を共有する。 ●要支援者等の望む暮らしの実現に向けたケアマネジメント力の向上に向け、センター職員対象のアセスメント勉強会を実施する。
生活支援 体制整備 事業	●個別事例や地域活動から得た様々な情報をチームで分析し、各地区のニーズに応じた地域づくりを地域住民と協働して推進する。	●住民組織と協力し、活動や参加に関する地域の高齢者のニーズを把握し、地域ごとの課題を共有する。共有した課題解決に向け、まち協、自治会、その他関係する地域団体と協議の場を設け、資源開発に向けての話し合いを行う。	3	●通いの場のない地区を重点的に、自治会、高齢クラブ、民生児童委員等に働きかけ、座談会を開催するなどして活動と参加のニーズを把握する。 ●ニーズを住民と共有し、社会参加と介護予防に資する自宅から通える社会資源の開発を住民とともに検討する。
在宅医療 介護連携	●広報誌や講座等でACPをテーマとして取り上げ、地域住民がACPについて目にする機会を増やす。	●地域住民が最後まで自分の受けたい医療と介護について意思表示が出来るようACPの普及啓発活動を行なうとともに、医療機関が抱えている医療と介護の連携における地域課題を明らかにする。	3	●医療巡回を行い、聞き取り内容を分類整理し、地域課題を抽出する。 ●地域住民に対し医療機関や介護事業所と協働しACPの普及啓発活動を行う。 ●『あなたの思いをお聞かせください』を活用し、住民には意思決定が促進できるようサロンなどで啓発機会を持ち、介護支援専門員等の専門職にはACPの知識啓発に向けての学習会を開催する。
認知症総合 支援事業	●認知症の普及啓発を行い、認知症の人本人が自ら発信できるよう働きかける。	●認知症の理解を地域住民に普及啓発するための研修会を開催する事で、認知症の人の早期発見・早期対応へつなげる。	3	●地域住民に認知症の理解や普及啓発を行うために、自治会単位でのオレンジサポーター養成講座を年4回実施する。 ●シルバーサポーターが活動できる場所や仕組みづくりをシルバーサポーター修了者と話し合う場を設ける。

※【現状到達度】…5(十分に取り組んでおり、目指す成果が出ている) / 4(概ね取り組んでいるが、成果は十分とはいえない) / 3(一部着手しているが、取り組めていない部分がある) / 2(取組計画の立案等はしているが、着手には至っていない) / 1(未検討・全く新しい取り組み)

令和4年度 明石市地域総合支援センター事業計画書

センター名	ふたみ総合支援センター
運営主体	社会福祉法人明石市社会福祉協議会
担当中学校区	二見

区分	全体目標 (全センター共通)	センターごとの重点目標 (年度内に各センターが目指す姿・状態)	現状 到達度 (1~5)	重点目標達成のための 取り組み・手法・事業内容
総合相談 支援事業	●チラシ等を活用し、地域総合支援センターの役割・機能を周知する。	●センター発行の新聞を全戸配布することで、全世代を対象とした生活課題について早期発見・早期相談できる体制を整備する。	3	●地域の広報・相談業務を行う機関、地縁組織と『編集チーム会議(仮)』を月1回開催し、役割理解、地域課題の共有・協議を図る。
権利擁護 事業	●地域住民や専門職を対象に、高齢者虐待防止等高齢者の権利を守るための啓発活動等を地区担当チームで実施する。	●住民同士が権利擁護について考える機会を設ける。	3	●権利擁護に関する情報発信、広報啓発を行うため、住民参加の場へ巡回、実態把握する。
		●地域の専門職が高齢者虐待対応・防止におけるセンターや各関係機関の役割を理解し、専門職などが早期にセンターへ繋ぎ、対応することができる。	2	●高齢者虐待対応・防止、センターと関係機関の役割について啓発するため、居宅巡回や二見まもろう会にて勉強会を実施する。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	●介護支援専門員が、家族からの様々な相談を本人本位の支援に向けて受け止めることができる。	●介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう、地域課題・地域資源の情報を共有する場をつくる。	3	●介護者家族に対する支援の仕組みを検討するため、地域資源の情報・地域課題を共有する二見まもろう会を定例開催する。 ●専門職と民生児童委員等がお互いの役割理解を深めるため、地域ケア会議、防災の取り組み等、交流する場を設ける。
		●定期的に地域の介護支援専門員同士が集まり、対応力の向上を目指す。	3	●居宅巡回、地域の介護支援専門員連絡会を通じ、介護支援専門員のニーズを把握するため、事例検討会、勉強会等を企画・開催する。
地域ケア 会議	●地域ケア個別会議等から抽出した課題を取り組むエリア等で整理した後、中学校区で取組める健康課題等はまちなかゾーン会議等で、解決に向け取り組む。	●全世代の支援に繋げるために、抽出した地域課題に対して、テーマに即した会議体をもって、協議する。	2	●まちなかゾーン会議を開催し、コロナ禍での健康課題を意見交換し、取組内容を協議する。 ●昨年の個別課題から抽出した課題である、2号保険者支援における選択肢拡充のため、障害分野と協働で事例検討していく。
介護予防 ケアマネジメント・指定介護 予防支援	●地域での自立や参加を支援するために、インフォーマルサービスを適切に活用できるよう介護予防サービス・支援計画書に位置づける。	●介護支援専門員が、地域の介護予防教室、インフォーマルサービスを理解し、ケアプランに位置づけられ、本人が望む暮らしを実現できるよう支援する。	3	●二見まもろう会メンバーの介護支援専門員と協力し、住民向けの介護予防教室や相談会を開催し、インフォーマルサービスへの理解を図る。
		●関係機関と連携し、サロン等の住民参加の場を通じて、社会参加が介護予防につながる啓発を行う。	3	●サロン参加者の体力測定を専門職と協働で行い、その効果を可視化し、定期的(6ヶ月程度)に評価。結果を他センター専門職等と共有し、効果の啓発に努める。
生活支援 体制整備 事業	●個別事例や地域活動から得た様々な情報をチームで分析し、各地区のニーズに応じた地域づくりを地域住民と協働して推進する。	●住民、関係機関、地縁組織、企業等との新聞発行を通じて地域課題を共有し、資源開発に繋げる協議を行なう。	3	●地域課題の共有を図るため、民生児童委員協議会の各部会へ出席する。 ●男性のスクールガードの参加促進、フレイル予防を目的に、住民、学校関係者、地縁組織等と地域課題を協議、まちなかウォークを実施する。 ●ボランティア団体中心による、住民同士の生活支援活動プロジェクトの立ち上げ支援を行うため、協議体に参加する。
在宅医療 介護連携	●広報誌や講座等でACPをテーマとして取り上げ、地域住民がACPについて目にする機会を増やす。	●地域の医療機関の実情を把握し、介護支援専門員が円滑に医療機関と連携を図れるよう支援する。	2	●二見地区の医療機関の巡回を行い、必要な情報を関係者で共有できるように取り組む
		●地域の住民、専門職に対し、ACPの周知を図る。	2	●二見まもろう会でACPをテーマにした勉強会の開催を提案する ●住民の死生観を踏まえた啓発を図るため、サロンで、人生会議をテーマに意見交換の場を設ける。
認知症総合 支援事業	●認知症の普及啓発を行い、認知症の本人が自ら発信できるよう働きかける。	●当事者や家族が、住民、企業、学校、関係機関等地域に自らの考え想いを発信できるよう準備する。	3	●住民、企業、学校、関係機関を対象とした認知症の勉強会等で、当事者や家族から聞き取らせていただいた想いを伝える。
		●若年性認知症の人と、地域の資源と結びつけ、その人らしい生活を実現できる。	2	●医療機関、企業、関係機関と課題を共有するため、若年性認知症について勉強会を開催する。

※【現状到達度】…5(十分に取り組んでおり、目指す成果が出ている) / 4(概ね取り組んでいるが、成果は十分とはいえない) / 3(一部着手しているが、取り組めていない部分がある) / 2(取組計画の立案等はしているが、着手には至っていない) / 1(未検討・全く新しい取り組み)